

こども安心センター（仮称）給食調理等業務に係る公募型プロポーザル実施要綱

1 趣旨

こども安心センター（仮称。富山児童相談所・児童心理治療施設・富山県立高志総合支援学校（病弱部門）の複合施設）において給食調理等業務を行う者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるもの

2 業務概要

- (1) 業務名 こども安心センター（仮称）給食調理等業務
- (2) 業務内容 別添「こども安心センター（仮称）給食調理等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間の長期契約）

3 契約方法

管理費制（月額固定）とし、食材費については別途単価契約を締結します。

4 委託料の上限額

59,400,000円（消費税及び地方消費税を含む 3年間分）

注）上記金額内での企画提案を募集するものであり、契約予定額ではありません。

5 年間予定業務数量（予定食数、予備食、検食を合計した概算数）

(1) 令和9年度

- ①朝食 9,125食
- ②昼食 13,205食
- ③おやつ 6,570食
- ④夕食 9,125食

(2) 令和10年度・令和11年度

- ①朝食 10,585食
- ②昼食 15,145食
- ③おやつ 8,030食
- ④夕食 10,585食

※毎日（休日、年末年始等含む365日）、朝食～夕食を提供予定

6 参加資格要件

以下の要件を全て満たすものとします。

- (1) 優れた企画能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- (2) 過去3年間に学校給食調理業務、児童福祉施設給食業務又はこれらに類する業務の受託実績を有すること。
- (3) 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でなく、かつ、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (6) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (7) 本プロポーザルの公募開始の日から契約締結の日までの間、富山県の競争入札において指名停止中でないこと。
- (8) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者、又は資格申請中の者であること
- (9) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (10) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (11) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
 - ④ 役員等が暴力団又は等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認め直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ⑥ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用して相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

7 質問の受付及び回答

この実施要綱及び仕様書に関し質問がある場合は、令和 8 年 9 月 15 日（火）17 時までに質問書を電子メールで「15 提出先・問合せ先」に提出してください（様式自由。電話による質問は不可）。

質問内容及び回答は、プロポーザルに参加申込みのあった全ての参加者に電子メールで送信します。（質問者名は公表しない）

8 参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、「参加申込書（様式 1）」を令和 8 年 9 月 18 日（金）17 時（必着）までに電子メールで「15 提出先・問合せ先」に提出してください（必ず電話で到達の確認をお願いします。）。

9 提案書等の提出

- (1) 提出書類 ※必要に応じて、追加資料を提出いただくことがあります。
 - ① 会社概要（様式2）
 - ② 給食業務受託提案書（「こども安心センター給食調理等業務委託仕様書」を踏まえ、別表「企画提案に関する評価項目」に掲げる事項について記載すること。様式任意）
 - ③ 経費見積明細書（様式3）
 - ④ 商業登記簿謄本（発行から3か月以内のもので写し可）
 - ⑥ 過去3か年の決算書
- (2) 提出方法
電子メール（「15 提出先・問合せ先」を参照）
※電子メール送信後、電話により到達を確認してください。
- (3) 提出期限
令和8年9月28日（月）17時まで

10 選考方法及び審査結果

- (1) 審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションを総合的に審査し、最優秀提案者を契約候補者として決定します。
- (2) プレゼンテーション
 - ・令和8年10月上旬に実施します（日程及び場所は、後日文書で通知します）。
 - ・プレゼンテーションは、参加申込書を提出した順で、提出した企画提案書をもとに説明及び質疑応答を行うものとします。
- (3) 評価項目・審査の観点と基準
別表「審査基準」のとおりとします。
- (4) 選定結果の通知及び公表
選定結果は、参加者全員に対し、書面により通知します。併せて、最優秀提案者は、県ホームページにおいて公表します。なお、審査結果に対する異議申立てはできません。
- (5) 失格要件
次のいずれかに該当する場合は、失格とします。
 - ① 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
 - ② 他の参加者と企画提案の内容について相談を行ったことが判明した場合
 - ③ 審査員に対して、直接、間接問わず、故意に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ④ その他、本実施要綱に違反する行為があった場合

12 選定後の手続き

- (1) 最優秀提案者は、審査結果通知後2週間以内に、国税及び地方税の納税証明書（該当するすべての税目に未納がないことの証明）を各1部提出してください。
- (2) 最優秀提案者と別途仕様書等契約条件について協議を行い、協議が整った場合、最終的な仕様を確定し契約を締結します。
- (3) 最優秀提案者との協議が整わない場合は、最優秀提案次点者と同様の契約手続きを行います。

13 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に必要な経費は、参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は変更及び返還を求めることができません。ただし、提出期限前についてはこの限りではありません。
- (3) 提出された書類は、委託契約締結後、受託者分を除き廃棄処分します。
- (4) 委託料には、雇用者等の旅費や必要となる郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。
- (5) 委託業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (6) 業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作物は、県に属するものとします。

14 今後のスケジュール

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 質問書提出期限 | 令和8年9月15日（火）17時まで |
| (2) 参加申込書提出期限 | 令和8年9月18日（金）17時まで |
| (3) 提案書等提出期限 | 令和8年9月28日（月）17時まで |
| (4) プレゼンテーション、審査結果通知 | 令和8年10月上旬 |
| (5) 契約締結 | 令和8年10月中旬 |

15 提出先・問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7
富山県厚生部こども家庭室こども未来課 野崎
電話:076-444-3207
Email:akodomokatei@pref.toyama.lg.jp